

## 書 評 と 紹 介

Jonathan Boston, Paul Dalziel and  
Susan St John (eds.)

### *Redesigning the Welfare State in New Zealand : Problems, Policies, Prospects*

評者：武内砂由美

ニュージーランドでは、1984年の第四次労働党政権の登場を契機として、マーケットリベリズムに立脚した行財政改革が進められてきた。そうした行財政改革の徹底ぶりは、日本にも、ニュージーランドモデルとして、紹介されている。しかし、1999年11月の総選挙で、労働党が政権に復帰したことからみても、これまでの改革の流れにも、確実に変化が生じてきている。

本書の主題は、1990年代におけるニュージーランド福祉国家の全体像を描き出すことにあり、同国における福祉国家の原理にかかわる問題について論じた第一部（1 - 6章）、1991年から1998年までの社会政策の動向を扱う第二部（7 - 15章）、終章である第三部（16章）の三部構成となっている。

#### 1

まず、第一部の冒頭では、1938年の社会保障法の成立に始まり、1980年代後半以降の社会政策の改革に至る過程が概観される。ここでは、残余的福祉モデル、保険モデル、市民権モデルあるいは権利モデルという三つの福祉国家モデルを用いて、ニュージーランド福祉国家の今後

の方向性が考察されている。残余的福祉モデルとは、個人のニーズの充足が一義的に家族と私的市場、慈善団体等に委ねられており、それらが解体した場合にのみ、社会福祉制度の関与を受けるモデルである。それに対して、保険モデルは、個人や使用者からの拠金によって所得再配分を行うモデルである。市民権あるいは権利モデルとは、所得や資産、もしくは拠金の額等とは無関係に、市民権に基づき、社会サービスや所得の再配分を受けるモデルである。もちろん、現実には、重点の置き方こそ違え、上述の福祉国家モデルの要素は、いずれの福祉国家にもみられるものであるが今後のニュージーランドの改革においては、高税であっても普遍主義的な社会サービスの提供を原則とする市民権あるいは権利モデルへの接近が望ましいというのが、著者の見解である。次章では、福祉国家と社会的正義、原住民であるマオリの視点から見た社会政策、マクロ経済、政府の役割、選別化と普遍主義の問題がそれぞれ検討されている。

#### 2

第二部では、労使関係、医療、事故補償、教育、住宅、社会保障、年金等、社会政策の各分野における改革とその影響が論じられている。労使関係に関しては、1991年の雇用契約法の影響として、労働組合組織率の低下、企業レベルの労使交渉の増加といった特徴が認められる。しかし、予想に反して、雇用構造そのものには大きな変化が見られず、非典型雇用も目立った増加を見せていないことが指摘されている。

医療については、1993年及び1996年に実施された医療改革の結果、GDPに占める医療費の割合は、むしろ増大する傾向にあることが明らかにされている。また、公立病院における平均

在院日数の短縮や、待機リストの長期化等、医療のアクセスにかかわる問題も懸念材料の一つである。

事故補償制度は、同国における唯一の社会保険ともみなされているもので、1992年に改革が実施された。事故補償法(1972)により、労働災害および自動車事故等の事故の犠牲者に対し包括的な補償が行われてきたが、改革により、補償対象とされる事故の限定化、一括給付の廃止を含む補償金の引き下げ、賃金稼得者に対する課金の導入等が実施されている。

義務教育についても、1991年に新カリキュラムの制定ならびに学区制の廃止等を柱とする教育改革が実施された。高等教育においても、教育予算の抑制と学生に対する奨学金の扱いが問題視されている。また、住宅政策をめぐる、主として、公営住宅における受益者負担の拡大や、1993年に導入された低所得者向けの選別主義的な住宅給付の問題が扱われている。

社会保障の分野では、1991年の各種現金給付の削減とその結果としての貧困の拡大が検証されているほか、welfare to workfareプログラムにふれている。年金については、1996年に国民年金の上乗せ税率が廃止された。また、1997年に強制的退職貯蓄制度化をはかる新年金計画案をめくり国民投票が行われ、91.8%の圧倒的多数をもって否決されるという動きが見られている。

### 3

第三部では、三編著者により、第二部で詳述された改革の概要が要約されるとともに、ニュージーランド福祉国家の今後の展望に検討が加えられる。論点の一つは、経済政策と社会政策との連携であり、完全雇用、累進的所得税に基づく普遍主義的な社会サービスの提供等の伝統的なニュージーランド福祉国家の特徴の再評価である。普遍主義的な社会サービスが指向され

る理由としては、規模のメリットに加え、現行の選別主義的な社会保障のもとでは、低所得者層を対象とした福祉プログラムが中流階級向けのそれと比較して、政策上、削減の対象とされやすい状況に置かれることなどが挙げられた。また、貧困問題の深刻化と関連して、社会保障給付水準は、食糧銀行やその他の慈善団体の存在が必要とされなくなる程度にまで回復させるべきであると結ばれている。

### 4

本書の結びの言葉は、「貧しさゆえに、ニュージーランド国民が通常食べているような食物が摂れず、同程度の衣服が着られず、一般的なニュージーランド国民であれば当然のように参加する活動に適度に参加できないということがあってはならない。目標は、全国民が、ニュージーランド国民の一人として、出会い、交わることができるようにすること、つまり、帰属意識を持てるようにすることである」という、かつて社会保障省が提示した一節を彷彿とさせる。経済政策と社会政策の連携といった論点も、王立社会保障委員会や王立社会政策委員会の公的な報告書をはじめ、再三見られるものであり、ニュージーランドにおいても、決して目新しいものとは言えない。また、「賃金稼得者の福祉国家」としてのニュージーランドに言及しながら、それに関連して論じられてもよいはずのジェンダーという論点が欠落しているのは、たいへん残念に思われる。

しかし、本書の魅力はその包括的な実証分析にあり、マーケットリベリズムに批判的な立場から問題提起を行い、改革のゆくえに関する論議を深めようとする編著者らの姿勢は、ニュージーランドにおいても高く評価されている。本書の編著者二名による前著<sup>(1)</sup>と同様、ニュージーランドの社会保障・福祉関係の参考文献として、筆頭にあげられる一冊である。

<sup>(1)</sup> Jonathan Boston and Paul Dalziel eds., "The Decent Society?: Essays in Responce to National's Economic and Social Policies", Oxford University Press, 1992

(Jonathan Boston, Paul Dalziel and Susan St John eds.,

Redesigning the Welfare State in New

Zealand: Problems, Policies, Prospects

Oxford University Press, 1999, ix, 356p., NZ\$45)

(たけうち・さゆみ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員)

鈴木良平著

## 『アイルランド問題とは何か』

イギリスとの闘争，そして和平へ』

評者：川成 洋

この2月，イギリスの新聞は，いわゆる高級紙もタブロイド紙もこぞって，MI5（英国秘密情報部）の発表として，元ビートルズのメンバー，ジョン・レノンがIRA（アイルランド共和国軍）に資金援助をしていた，と報じた。この新聞報道に対して，ヨウコ・オノは滞在先のマドリードで記者会見に応じ，事実無根と一蹴した。これで一件落着。それにしても，人騒がせな新聞報道であった。これが単なるガセ・ネタだとすれば，周知のように，ブレア労働党内閣の提唱で進められていた「和平会議」において，IRAの停戦と武装解除をめぐる，「和平合意」に至らなかったために，反IRA世論を喚起するため，といえは言い過ぎになる

だろうか。

ともかく，アイルランド問題は，実に複雑である。それを解く手がかりは，アイルランドの歴史の中にあると思われる。

ケルト文化発祥の地と謳われている緑の国アイルランドの歴史には，二つの期間しかない。古代ケルト文明を経て，ヴァイキングの侵略を受け，イングランド出身の唯一のローマ教皇ハドリアヌス四世により，正統的なキリスト教の布教という名目で，アイルランドの領有権がイングランド王ヘンリー二世に与えられる（1156年）までと，1916年の復活祭蜂起（イースター・ライジング）から現在までの80年間。その中間は？ それは征服者イングランドの歴史であって，アイルランドの歴史ではない。事実，ダブリンのアイルランド国立博物館にも，その中間の時期の展示品は一切ない。

80年間もの歴史的空白（アイルランドからすれば「800年間にわたる罪悪」）を持たざるをえなかったアイルランドは，現在においてもイギリスによって英領地アイルランド（6州）と南のアイルランド共和国（26州）に分割されている。しかも，現在の北アイルランドの主流は英本土からの移住者の末裔のプロテスタント（英国国教会，スコットランドの長老派教会）系であり，土着の子孫カトリック系の住民は，「二級市民」として，政治的，経済的，社会的に差別されている。

ことほどさように，アイルランドはイギリスの最初で最後の植民地だといわれている。換言すれば，アイルランドは，ヨーロッパの真只中にありながらも，コロンブスの新大陸発見（到着）より4世紀も前から，西欧植民地主義の犠牲国であり続けるヨーロッパ唯一の国なのである。ちなみに，イギリス人にとって，アイルランド人は「猿」であり，「白いチンパンジー」であり，「野蛮人」であり，他国民に支配され